

## 数値目標

基本目標	項目	実績値	目標値	担当課
I	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同意しないと思う方の割合（市民意識調査）	62.2%	70%以上	人権啓発・部落差別解消推進課
	男女共同参画に関する講演会や学習会の開催回数	年1回	年2回以上	人権啓発・部落差別解消推進課
II	地域、職場、学校における暴力を許さない学習会や研修会の開催回数	0回	年1回以上	人権啓発・部落差別解消推進課 商工観光課 学校教育課
	DV被害を受けて相談しなかった方の割合（市民意識調査）	51.4%	20%以内	人権啓発・部落差別解消推進課
III	審議会等に対する女性委員の割合	31.6% (令和5年5月1日)	40%以上	関係課
	認定を受けている企業数	えるぼし※ 2団体 くるみん※ 2団体	5団体以上 5団体以上	人権啓発・部落差別解消推進課

### ※えるぼし

女性活躍推進法に基づく認定制度で、一定の基準を満たし、女性活躍推進に関する状況などが優良な企業に認定マークが発行されるもの。



### ※くるみん

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請により「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができる。



## 各種相談窓口

### 一人で悩まず相談する勇気を持ちましょう

◎大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）【月～金曜日 ※祝・休日を除く】

◆女性総合相談 ☎ 097-534-8874（9時～16時30分）

◆男性総合相談 ☎ 097-534-8614（9時～16時30分）

◎配偶者・交際相手の暴力に関する相談

◆おおいた性暴力救援センター・すみれ

☎ 097-532-0330（24時間 365日）

メール相談フォーム <https://oita-sumire.jp/contact-form>



すみれ相談フォーム

◆婦人相談所 ☎ 097-544-3900（月～金曜日 9時～21時）

（土・日・祝日 13時～17時/18時～21時）

◎全国共通相談電話（短縮ダイヤル）

◆配偶者・交際相手の暴力 ☎ #8008（シャープ・はれれば）

◆性犯罪・性暴力 ☎ #8891（シャープ・はやくワンストップ）

豊後高田市人権啓発・部落差別解消推進課（隣保館内）

電話・ファックス：0978-24-0007

【人権に関するあらゆるご相談】

男女が共に支え合い  
あらゆる分野で個性や能力が  
発揮できる社会を！



## 計画の目的

男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられています。しかし、社会に根強く残る性別による役割分担や無意識の思い込み、職場や地域における女性参画の不十分な状況があるほか、配偶者からの暴力の問題や女性の視点に立った防災対策等の新たな課題への対応も求められています。このような課題の解決と各人の個性や能力が発揮できるよう、さらなる取組みを推進するため、計画を策定します。

令和6年3月  
豊後高田市

# 思いやりと協力で愛情豊かなまちをめざして

## 基本目標Ⅰ

男女共同参画社会をめざす意識づくり

### 重点目標

1. 男女共同参画の視点に立った意識改革
2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進



「参画」とは？  
単なる参加ではなく、より積極的に関わっていくことです

## 基本目標Ⅱ

誰もが安心して暮らせる社会づくり

### 重点目標

1. 生涯を通じた健康づくりの推進
2. 人権侵害を引き起こすあらゆる暴力の根絶 (DV対策基本計画)
3. 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
4. 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立



## 基本目標Ⅲ

誰もが共に活躍できる環境づくり

### 重点目標

1. 政策方針決定過程への女性の参画拡大
2. 男女における仕事と生活の調和
3. 男女が共に働きやすい雇用環境の整備
4. 農山漁村における男女共同参画



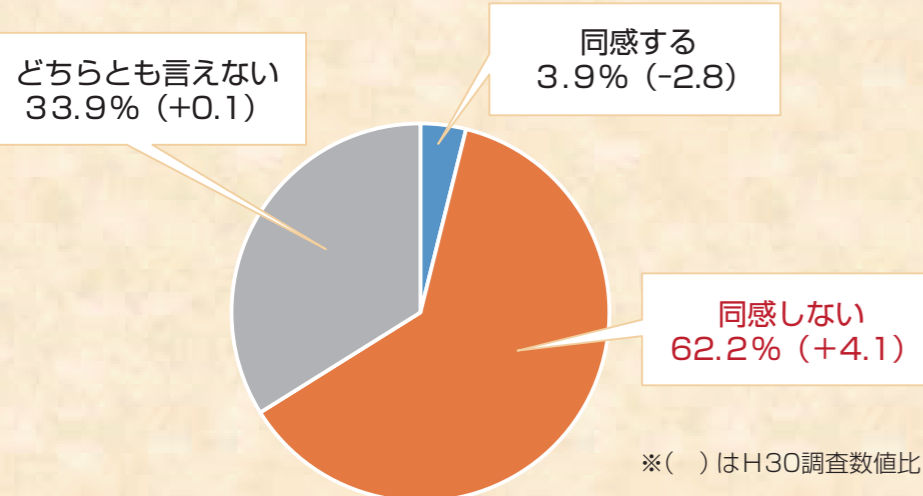
国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえたものと位置づけます。



市民意識調査結果から考えよう

## 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

R5調査では「同感しない」は約6割であり、昔ながらの性別による役割分担意識は年々薄らいでいます。引き続き、啓発、教育・学習活動に取り組み、意識改革と行動につなげることが大切です。



## 「豊後高田市DV対策基本計画」

基本目標Ⅱ-2は、DV防止法に基づく本市における基本計画と位置づけています。

### DV（ドメスティックバイオレンス）とは？

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から受ける暴力のことです。

- ・身体的（殴る、髪を引っ張る、物をなげるなど）  
だけではありません！
- ・精神的（大声でどなる、生活費を渡さないなど）
- ・性的（性行為、中絶を強要するなど）も含まれます

考えてみましょう

「これって当たり前？」



## 「女性活躍推進法に基づく豊後高田市推進計画」

基本目標Ⅲは、上記法律に基づく本市における推進計画と位置づけています。



「女性活躍推進法」は仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、個性や能力を存分に発揮できる社会の実現をめざして、2015年に成立した法律で、国や自治体、企業などの事業主に対して、女性の活躍状況の把握や課題分析、数値目標の設定、行動計画の策定・公表などが求められます。

3つの基本目標をもとに、重点目標に定めた各種施策に取り組むことで、男女があらゆる分野で自主的、主体的に参画し、活躍できる環境づくりに努めます。